（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第二条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項中第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条の規定による協力を行うこと。

第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条第一項の規定による貸付け及び同条第二項の規定による協力を行うこと。

第十五条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　市町村（特別区を含む。）に対し、その行う中小企業者の事業活動を支援する事業の実施に関し必要な協力を行うこと。

第十五条第四項中「第二項第八号」を「第二項第九号」に改め、同条第五項中「第一項第十号及び第十二号」を「第一項第十一号及び第十三号」に改める。

第十七条第一項第二号及び第三号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項第八号中「第十五条第二項第八号」を「第十五条第二項第九号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項第十五号及び第十六号」を「第十五条第一項第十六号及び第十七号」に、「同条第一項第十九号」を「同条第一項第二十一号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十三号まで」を「第十四号まで」に、「同項第十四号」を「同項第十五号」に、「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十八号から第二十号まで」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に、「第三号まで、第六号及び第七号」を「第四号まで、第七号及び第八号」に改め、同項第二号中「同項第十四号」を「同項第十五号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第二十一号」に、「同条第二項第四号及び第五号」を「同条第二項第五号及び第六号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に、「同条第二項第八号」を「同条第二項第九号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に改める。

第二十一条第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条第一項第十号及び第十六号」を「第十五条第一項第十一号及び第十七号」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十六条の二　主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一　機構に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二　受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

2　内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十八号から第二十号まで」に、「第七号」を「第八号」に改め、同表第十八条第一項第三号の項中「第五号」を「第六号」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第三条　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「（当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開発に限る。）」、「（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。）」及び「（当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務の開発（当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開発に限る。第四号において同じ。）、提供（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。同号において同じ。）又は需要の開拓（当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。同号において同じ。）

第二条に次の一項を加える。

5　この法律において「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供、地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、地域産業資源活用事業の円滑な実施を支援する事業をいう。

第三条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三　地域産業資源活用事業に関する次に掲げる事項

イ　地域産業資源活用事業の内容に関する事項

ロ　地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項

ハ　地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項

四　地域産業資源活用支援事業に関する次に掲げる事項

イ　地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項

ロ　地域産業資源活用支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第五号を削る。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　関係市町村（特別区を含む。）の長は、前項の地域産業資源の内容に関し、当該都道府県知事に対し、意見を申し出ることができる。

第六条第一項中「第八条第二項及び第十一条第一項」を「第十条第二項及び第十三条第一項」に改め、同条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合は、当該者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

第六条第四項第二号中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、「（第三条第二項第三号に規定する事項に限る。）」を削り、同項第三号中「第三号」を「第四号」に改める。

第七条第一項中「中小企業者」の下に「（以下「認定地域産業資源活用事業者」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。